

平成 21 年 1 月 9 日

全国保健所長会 会員各位

全国保健所長会会長 澁谷いづみ

新年明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

新年早々ですが、以下のことを、ご連絡、お願い申し上げます。

地方分権改革推進本部では、「保健所長の資格要件について、要件の緩和の方向で見直し、平成 20 年度中に結論を得る」事を決定されております。厚生労働省は、このことを踏まえ、平成 20 年度中にも緩和案を出すと、会長、副会長に説明がありました。

全国保健所長会といたしましては、添付しております「保健所長確保に関する要望書」を会長、副会長、渉外担当理事で 1 月 8 日厚生労働省へ提出いたしました。

各会・会員の皆様におかれましても、次のことに取り組むようお願い申し上げます。

- 1 . 都道府県庁担当部局に働きかけ、また大学等と連携をとるなどして、積極的に保健所医師の確保ができますよう、より一層の取り組みを促すこと。
- 2 . 『保健所長は医師でなければならない』という国民の認識や声を確立していくために、私たち保健所長の日常の仕事への取り組みをおろそかにしないこと。
併せて、様々な機会に地域住民や、関連の団体及び機関などに保健所長が医師であることの必要性を、皆様の言葉として伝える機会を増やすこと。

以上、今後も実質的に保健所長の医師要件を堅持してゆくために、取り組める範囲で
ご努力いただきますようお願い申し上げます。